

事後審査型一般競争入札における地域貢献度等評価項目の一部修正について

令和3年3月1日
長野市財政部契約課

障害者の雇用の促進に関する法律施行令の改正（平成30年4月1日施行）により、当面の間引上げが据え置かれていた障害者雇用率が令和3年3月1日から引き上げられ、障害者を雇用しなければならない事業者の範囲が変更されたため、地域貢献度等評価項目の内容を一部修正しましたので、お知らせします。

1 障害者法定雇用率引き上げと対象事業者の範囲

- 法定雇用率（民間企業） 2. 2% → 2. 3%
- 対象となる事業主の範囲 45. 5人以上 → 43. 5人以上

2 事業者の皆様にご留意いただきたいこと

1 の対象事業者の拡大により、別添の『「地域への貢献度等に係る評価点」自己採点表』を修正しましたので、市に提出いただく書類の取り扱いを下記のとおりとします。

(1) 令和3年3月1日から7月14日まで

令和2年度にハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」の内容が、

ア 引上げ後の雇用率以上の場合
報告書の写しを提出

イ 引き上げ後の雇用率未満だが、現状の雇用状況は引き上げ後の雇用率を満たしている場合

「地域への貢献度等に係る評価点に関する基準」に規定する「障害者雇用状況の申出書（様式第3号）」を提出

なお、令和3年6月1日から令和3年7月14日の間、令和3年6月1日時点の雇用状況を記載した障害者雇用状況報告書をハローワークに提出している場合は、その写しを提出してください。

(2) 令和3年7月15日以降

令和3年6月1日時点の雇用状況を記載した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

3 実施時期

令和3年3月1日以降に入札の公告を行う契約から適用します。